むらたまち議会だより

The Murata Town Council Newsleter

Vol.51
[2004.11.1]

平成16年 9月定例会

平成15年度決算を認定

— 町制施行110周年・合併50周年記念式典・夜の布袋祭 —

9月3日～16日

9月定例会

地方交付税　対前年比11.9%減

決算認定など31案件 可決

平成16年第6回定例会

9月定例会は、9月3日から16日までの14日間を会期に行われました。

定例会には、補正予算案件が8件、条例制定等の案件が6件、人事案件1件、決算認定10件、議員発議案件3件、その他3件の31案件が提案、審議され、全て原案通り可決承認されました。

なお、平成15年度各種会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し細部にわたり審査を行い、本会議で採決の結果、全て認定されました。

一般質問は、9名の議員が質問に立ち、町執行部の見解を質しました。

予算

一般会計補正　1億5千8百万を補正

平成16年度村田町一般会計補正予算（第5号）は生活関連道路の整備をメインとして1億5千8百29万円が補正されました。

歳入においては、固定資産税3百万円増、地方特例交付金5百万円増、地方交付税6千3百万円減、国庫支出金3千5百万円増、県補助金6百万円増、基金繰入金9千万円増、15年度分繰越金3千1百万円増、町債として市町村道整備事業のため5千万円の増等の額となっています。

歳出では、菅生出張所の「郵便業務」関連の経費1百万円。障害福祉費・工事請負費等として2百79万円。保育所費・臨時雇賃金等2百12万円増。病院群輪番制負担金2百2万円増。緊急地域雇用創出特別基金事業委託料3百70万円増。生きがい人材センター費補助金50万円増。道路維持費の町道舗装補修工事費2百万円増。市町村整備事業費1億2千8百99万円増。街路建設費8百10万円増、小学校費と中学校費で給食費1百68万円などが補正されました。

【討論なし　原案可決】

町道：西町薄木線

特別会計予算

16年度各種特別会計補正予算は7会計が提案されました。

各会計とも前年度からの繰越金確定に伴う補正予算が主で、老人保健特別会計では、医療諸費の増額を措置するため1千3百万円が補正されました。

【討論なし　原案可決】

平成15年度各種会予算計補正額　（単位：千円）

会計名	補正前の額	今回補正額	補正後の額
国民健康保険事業	933,698	△7,516	926,182
老人保健	1,180,668	22,802	1,203,470
介護保険事業	742,600	5,836	748,436
公共下水道事業	537,473	2,704	540,177
農業集落排水事業	37,689	2,441	40,130
菅生簡易水道事業	101,362	1,290	102,652
上水道事業会計（収益的収支）	459,781	0	459,781
営業費用	393,281	△2,506	390,775
営業外費用	65,250	2,506	67,756

DECIDED MATTERS
こんなことが決まりました

条例

条例の制定

これまであった村田町乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例を廃止し、新たに村田町乳幼児医療費の助成に関する条例と村田町心身障害者医療費の助成に関する条例及び村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例も制定されました。

■乳幼児医療費の助成に関する条例は乳幼児（6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者）の医療費の一部を助成することにより乳幼児の適正な医療機関の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的として制定されました。

助成内容

○3歳未満児を除く乳幼児：乳幼児に係る医療費の入院の一部負担金を助成するもの

○3歳未満児：乳幼児に係る医療費の入院及び外来の一部負担金を助成するもの

※乳幼児の保護者の前年の所得により対象とならない方もあります。

【討論なし　原案可決】

■村田町心身障害者医療費の助成に関する条例は、心身障害者の医療費の一部を助成することにより、心身障害者の適正な医療機関の確保及び心身障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的として制定されました。

【討論なし　原案可決】

■村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例は、配偶者のいない女子又は男子と、現にその扶養を受けている児童及び父母のいない児童で構成される家庭に対して医療費の助成をすることにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として制定されました。

【討論なし　原案可決】

条例の一部改正

条例の一部改正案件は2件提案されました。

■「本町駐車場」の設置にともない、村田町蔵の町並み駐車場設置条例が一部改正されました。

【討論なし　原案可決】

■個人保護条例の施行にあたり審査会委員等の費用弁償等を定めるため特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例が一部改正されました。

【討論なし　原案可決】

人事

任期満了に伴う、村田町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める案件が提案され、次の方々が同意されました。両委員のご活躍を期待しております。

なお、任期は平成20年9月30日までとなっています。

■**佐藤良一氏（再任）**

菅生字畑中21番地
昭和22年7月27日生

■**佐々勝士氏（新任）**

小泉字豊田29番地1
昭和18年12月17日生

仙南地域広域行政事務組合報告

仙南広域議会議員　佐藤　年夫

［平成16年7月30日（金）］

第167回仙南地域広域行政事務組合議会

議案は人事案件と決算認定の2案件で次のとおりです。

■監査委員の選任について

去る7月24日をもって任期満了となった、識見を有する監査委員の大平仁氏（村田町監査委員）の後任として、新たに渡辺昇治氏（川崎町監査委員）の選任が同意されました。

■平成15年度仙南地域広域行政事務組合食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出決算総額4千9百72万1千5百6円が原案可決され、この事業特別会計は閉鎖されました。

□副議長の選任について

欠員になっておりました副議長に、角田市議会議長の牛沢榮氏が推薦され、全会一致で選任されました。

平成15年度 一般会計決算 総額99億円認定

前年比7.1%減

平成 15 年度決算の状況　　（単位：千円）

会計別		歳入総額	歳出総額	差引額
一般会計		6,040,200	5,756,383	283,817
特別会計	有線放送電話事業	34,851	27,716	7,135
	国民健康保険事業	955,178	920,363	34,815
	老人保健	1,218,915	1,186,845	32,070
	介護保険事業	702,404	684,372	18,032
	公共下水道事業	661,083	641,012	20,071
	農業集落排水事業	39,856	36,074	3,782
	営生簡易水道事業	92,909	90,197	2,712
企業会計	上水道事業（収益的収支）	513,805	484,375	29,430
	同　（資本的収支）	0	80,882	△ 80,882
	工業用水事業(収益的収支)	13,499	11,743	1,756
	同　（資本的収支）	ー	ー	ー
合計		10,272,700	9,919,962	352,738

平成 15 年度の一般会計各特別会計決算が、9 月定例会において決算審査特別委員会の審査を経て認定されました。

決算の概要は、一般会計では歳入総額 60 億 4,020 万円、歳出総額 57 億 5,638 万 3 千円で、差引 2 億 8,381 万 7 千円の黒字決算となりました。

平成 14 年度に比べ歳入で 6．4％減、歳出で 7.1％の減となっています。

平成 15 年度の一般会計と特別会計、企業会計を合わせた歳出総額いわゆる村田町が使った総額は 99 億 1,996 万 2 千円となりました。

詳細は「広報むらた 10 月号」と重複するので省略します。ご参照ください。

性質別 一般会計決算比率の年次推移

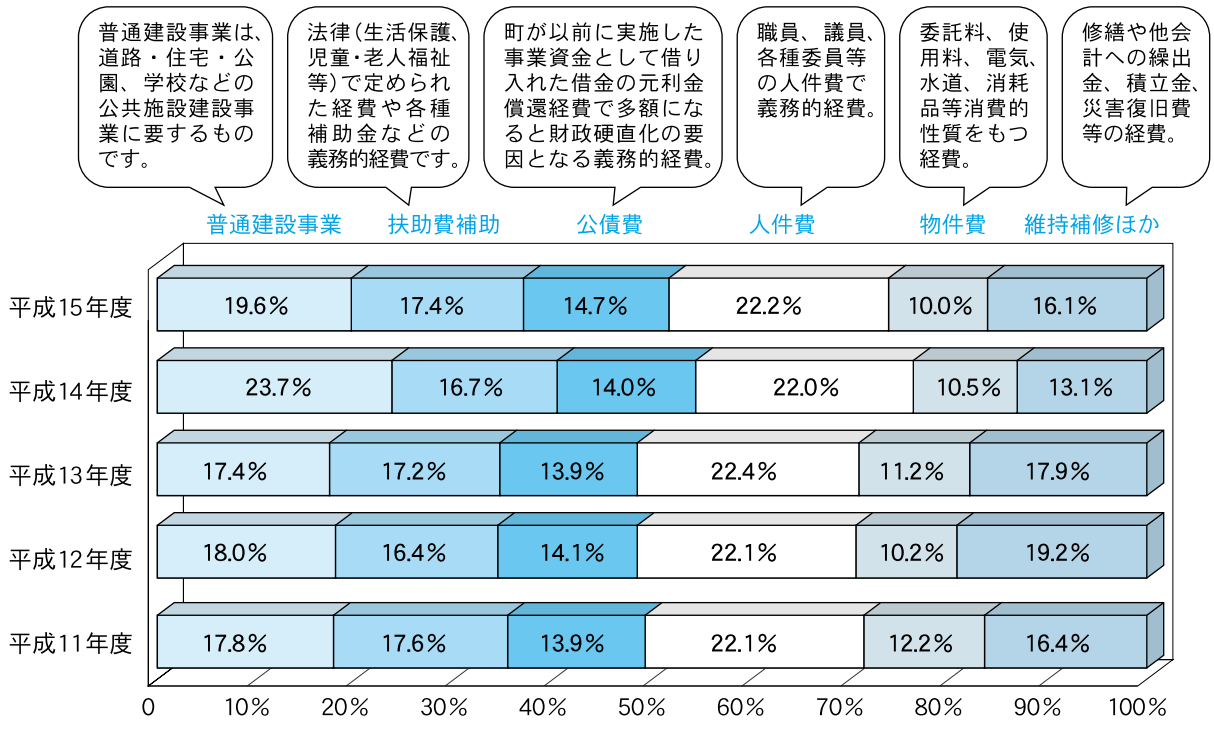

この表は一般会計決算総額に対する性質別割合を各年度ごとに示したものです。

税金など滞納額 約4億2千万

15年度決算滞納額推移グラフ（単位：千円）

町民税　38,686千円

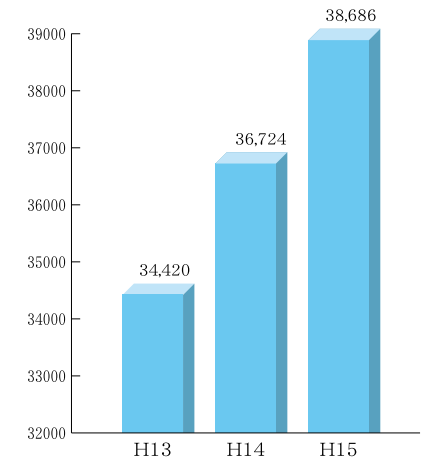

滞納整理の強化策

15年度決算における町の滞納額が大きな問題となっています。滞納額は、税金、住宅使用料、保育料など特別会計、企業会計を合わせ総額で約４億２千万円となっています。

これらの滞納は町の貴重な財源であり今後の住民福祉に悪影響が懸念されます。

滞納は、国民、町民の義務として納めた人と公平感を損なう観点から、議会としても決算審査の要望として早急な対応を求めました。また、定例会本会議でも質疑がなされ、町としても差し押さえなどの法的措置も含め滞納整理を今後早急に検討し、対応することにしています。

固定資産税　168,335千円

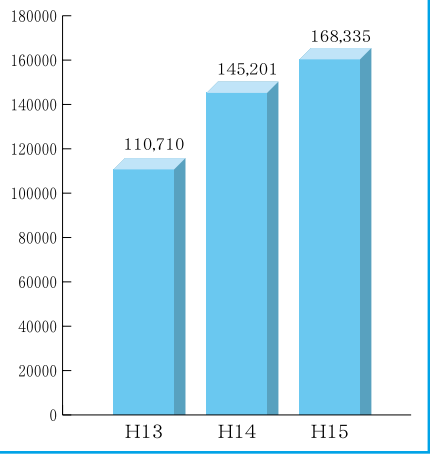

保育料負担金　1,007千円

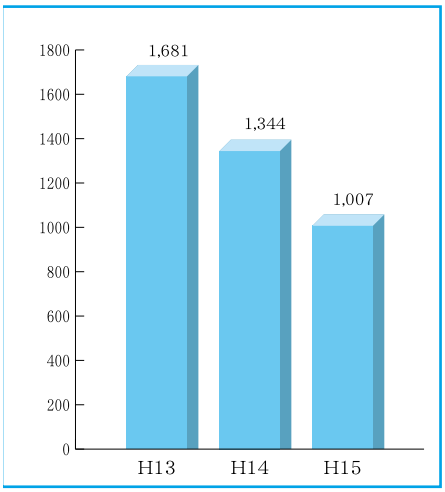

住宅駐車場使用量　21,249千円

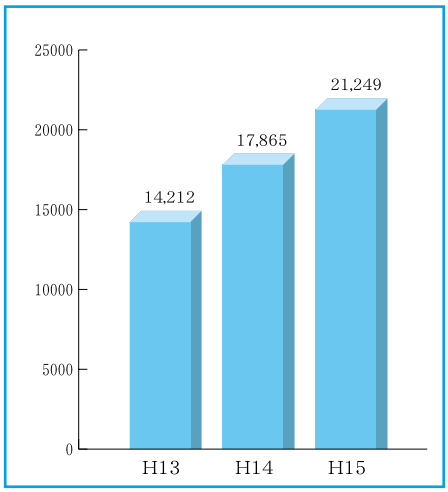

国民健康保険税　119,386千円

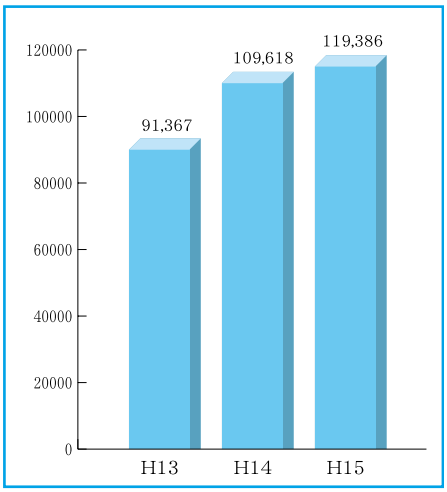

監　査　報　告

大平　仁代表監査委員

決算審査にあたり、大平仁代表監査委員から審査報告がなされ、次の通り指摘がありました。

・国県からの歳入確保と自主財源の確保。

・町税などの滞納整理の法的手段の検討。

決算認定の流れ

本会議 ← 特別委員会 ← 本会議

決算内容説明
総括質疑
特別委員会へ付託

特別委員会設置
（全議員）
決算内容質疑・現地調査
意見取りまとめ
討論（反対・賛成）
委員会採決

委員会報告
討論（反対・賛成）
採決（可決・否決）

決算認定

平成15年度 決算審査特別委員会

どうすんの？

平成15年度の村田町決算認定にあたり、決算審査特別委員会で9月7日から14日まで慎重に審議され、特別委員長に齋藤万之亟議員、副委員長に太田初美議員を選出し一般会計ほか9会計決算について審査の結果、認定することに決定されました。

特別委員会の主な質疑内容を掲載しますので町政参画の参考となれば幸いです。

審査結果報告：齋藤万之亟特別委員長

質疑

問 国際交流事業について年間を通して英語の語学指導を実施されているが、どれ位の日程を決めて実施しているのか。また、小学校にも語学指導を行っているのか伺う。

答 国際交流事業の一環として語学指導員を年間通して総務課に席を置いており、幼稚園、小学校、中学校、保育所等に派遣をしている。派遣日数については第一中学校、第二中学校が断然多いという割り振りになっているが、小学校5つと幼稚園5つ、それから保育所に1年間を通して派遣をしている。ただし、学校が夏休み、冬休みの期間は基本的には総務課で活動をしていただいている。

問 税金の滞納額を増やさないためには、現年度課税分の未収決算額を減らすのが勿論当然だと思うが、町として現年度課税分の納税についての町民に対する啓蒙活動は行っているのか。

答 納税の啓発活動として広報紙に税金及び使用料について載せている。また、夜間相談や納税相談を行っていることを督促状や催告状にお知らせを出している。その効果もあり相談に来ている方が増えている。

問 住民基本台帳、住基ネットについて、不正アクセスへの対応を現在しているのか、また不正アクセス等は年々相手方の技術が進歩して来るので今後どの様な対策を講じようという考えなのか。

答 住基ネットについては、専用回線で構築されており、インターネットは利用していません。住基ネットの入口には指定情報処理機関の地方自治情報センターが24時間監視しており安全な独自の通信工法を利用しているので心配は無い。また、万が一、町のシステムにハッカーやウィルスが入ったとしても住基ネットの方には入ることは出来ないという事になっているので心配は無い。

問 児童遊園管理業務について民生児童委員の協力の下、補修を実施したと言う事ですが、どのような補修をしたのか。また、子供が安全で楽しく過ごせる環境作りにもう少し目を向けなければならないのではないか。

答 補修した物はちびっこ広場のフェンスが非常に激しいく壊れた部分があり、その部分を重点的に補修した。また、設置してからかなり経過している遊具等もあり、今年大阪の子供さんが指を落としたという悲惨な事故があったのでひと通り全てのちびっこ広場と児童遊園地の遊具等を点検している。

問 ゴミの分別がまだ徹底されていないと思う。不燃ゴミと可燃ゴミが混入しているのが現状である。地区民がそれを分別してから収集していただいている状況なのでもっと分別を徹底して指導してほしい。

答 ゴミの分別関係については、地区によって差がある。そこで町では環境美化推進委員（各地区の行政委員）にもお願いして常に地区内の集積所の状況などを見ていただき指導をしていただいている。また、広報紙などを利用して分別の方法、仕方について協力をお願いしている。

ハイ！ハイ！これは

問　農作物等の災害対策費について、去年の日照不足、低温、長雨等の異常気象によって被災した農家に対して次期作付種子購入及びいもち病の駆除等色々なことで助成をしているが次期作付奨励事業と次期作付種子等購入助成事業は何世帯位でどの位の被害面積に対して行われたのか伺う。

答　災害対策関係の次期作付奨励事業については農家数は３２７農家で被害面積は約１８０ヘクタールです。次期作付種子等購入助成事業の農家数は２７２農家で被害面積は約58ヘクタールです。

問　職員の研修で、行政行革なりスリム化を迫られている中、村田町としてはどのように職員を研修させて行くのか考えを聞かせてほしい。

答　行政をスリム化した中で住民のサービスを維持、向上させる為には、やはりなんと言っても組織力の向上が何より不可欠です。その為にはその構成員である職員個々のステップアップが必須的なものであるという認識の下にそれぞれの研修に派遣をしている。

問　国保会計で基金を取崩し運営しているようであるが、基金の残高が15年度末で４千４２８万円である状況で、国保会計の運営について今後どう考えているのか伺う。

答　15年度は大幅に医療費が伸びたため基金の取崩しをした。今後の医療費の推移、状況を見なければなんとも言えないが県で示している基金の保有目標額から見れば大幅に少ないと言える。この状況から今後の医療費の伸び如何では税率の改定をお願いしなければやって行けないのかなと考えている。

問　金谷広畑線が完成した訳であるが、願勝寺裏から行って橋を渡っての右側に遊具が設置されているようだが、このような残地の活用を今後どう考えているのか。

答　遊具におきましては空き地の利活用という事で残地がありましたので砂を敷き遊具を配置した。町内には残地が相当数残っているので、今後それらを行政財産から普通財産にして販売するよう考えてる。

問　表蔵王三源郷推進協議会は蔵王町、川崎町、村田町ということで3町とも隣接し、当然ながら山村地区も共通性というのはあると思うが、どのような事業をしているのか。また、3町の調整ということで具体的にはどういう形になっているのか。

答　表蔵王三源郷推進協議会は、平成10年の7月にスタートして今年で7年目を迎えるが、道路の問題や自然環境、生活環境、産業文化経済、観光等の各行政分野においての事業の検討調整をするための広域的な協議会です。事業としては川崎町関係では村田町が北向大針線の工事に着手の予定をしている。また、蔵王町関係では薄木地区の西町薄木線の工事に着手した。このような共通する課題について色々研究し、3町の枠の中で出来るものは3町の中でという事でお互いに勉強を兼ね開催をしている。

平成 15 年度決算審査における要望事項

決算審査特別委員会において、特に次の事項について積極的な対策を図るよう、町に対して付帯決議されました。

1．町財政運営の要である財源確保の為、町税をはじめ、あらゆる滞納対策を抜本的に更に講じること。
2．三町共同推進事業の具体的実現に向け、積極的な検討を推し進めること。
3．町内の美化促進維持のために、地域格差が出ないよう刈払い作業等の整備を図ること。
4．町有財産に不用地が発生した場合、見直し整理を行い財源確保の観点から利活用を図ること。
5．発注時期を考慮し、工事関係の繰越明許が出ないよう対策を講じること。

一般質問

村田町独自の自立の道を示せ！

佐藤年夫議員

合併協議会は8月26日㈭で第27回まで開かれた。しかし、依然として、肝心の合併の期日、当面5年間ぐらいの事務所の位置、議員の定数と任期の取り扱いをどうするかをめぐって、柴田と大河原の特に議員の意見がまちまちでなかなかまとまりがつかないでいるのが現状だ。だから当然、一番肝心の新市の将来構想の「新市建設計画」も全然手付かずというのがこれまた実態だ。

この原因は一体何かというと、なんのことはない、柴田の議員の委員たちが自分の議員としての任期が来年の3月31日までしかないので「合併の期日は来年4月1日にしろ」というものである。投票したら「賛成15票、反対13票」で4分の3の賛成を得られず、否決されたのだ。これが26回協議会だ。次の第27回では、10月1日と再来年の1月1日、それに3月31日の3つの提案を再来年の1月1日に統一して、柴田の4月1日とこの再来年の1月1日のどちらがいいかと投票したら、4月1日が15票、1月1日が13票、無効1票でこれも4分の3に達せずどちらも決まらなかったわけである。そうしたら柴田の議員の委員から「3人の町長で次回の協議会までにどちらがいいか調整案を示してくれ」との主張でそのようになったわけだ。

更に、当面の事務所の位置が決まらないのは、大河原の、特に議員の委員が「当面の5年間でも事務所は大河原に置いてくれ」という、柴田町に一歩も譲らない構えで臨んでいるからなのだ。

そうこうしているうちに、今度は柴田と大河原の議員の委員たちが、こもごも発言して「4分の3では決まるものも決まらないから」と、「これを2分の1にせよ」と主張してきた。これは、合併協議会の憲法にも等しい「協議会の運営申し合わせ事項」を「このように2分の1に変えよ」と無理難題なことを主張してきたのだ。

そこで伺う。

①今の協議が遅れに遅れている原因は私が述べたとおりだと思うが、町長の見解を聞きたい。

②4分の3条項について伺う。

③他町の委員から「合併協議会を解散せよ」との提案があった場合、どのような対応をとるつもりか。

④村田独自の自立の道についてどのように検討しているのか。

自立に向けた財政シミュレーションを示す

町長

①合併協議会が遅れている原因は、何が問題で、何が事実なのかの論点が十分になされていないのにすぐ投票し、その結果で判断するという手法では到底全会一致に至らす対立点だけが強調され、その後の議論も硬直化され、審議が引き延ばされている。

②4分の3条項が合併協議会を遅らせているとは思わない。これを改正して2分の1にせよとの発言は、議論なしの結論だけを求めることになり、それこそ原点に立ち、歩み寄る姿勢で協議会を展開していくべきと思う。

③の解散の提案があった場合の対応についてだが、議員もご承知のとおり、合併協議会は3つの自的をもって設置されている。一つ目は、3町の合併に関する協議、二つ目は、新市建設計画の策定、それと三つ目は、3町の合併についての情報と住民意向の確認である。従って、協議会で仮にそのような提案があっても、当然論議の対象とはならない。確認すべきものでもない。地方自治法第2百52条の6の規定によって、最終的には各議会において判断すべきものである。

④自立への道だが、要は自分たちでできることは自分たちでやると言う姿勢をシステム化していく作業が大切になってくる。そのことこそ、真の自立の姿であって、この自立すべき姿勢を考えていく時期にさしかかっていると思う。財政の自立計画であるが、歳入の今後20年間の推移に注自し、今後20年間の歳出はどうあるべきかの視点から、自立に向けた財政シミュレーションを行っている。もうすぐ完成する。

社会福祉協議会事務所のその後について

山家あつ子議員

15年12月定例議会におきまして、老朽化した社会福祉協議会事務所について一般質問させていただきました。あれから8ヶ月経過しましたが、その後話し合い等が持たれて方向付けがされたのでしょうか。現在の社会福祉協議会事務所は、町の中にありますが福祉とあまりにも程遠くトイレが水洗になっておりません。車椅子用トイレ、洋式トイレもありませんので、他町村から会議等で来られると驚かれると思います。体のご不自由な方が使用するときは大変ご苦労されます。

又、ヘルパーの皆さんが入浴サービス等でバスタオルを使用しますが、洗濯物を干す場所がないので事務所の前に工夫して干しています。他から来られた方が、この状況を見て社会福祉協議会事務所と聞いたら大変驚かれると思います。福祉の時代といわれている中で、福祉の土台の事務所に車椅子用トイレ、洋式トイレがないのが大変残念です。

社会福祉協議会事務所建設は、多くの町民、関係者の30年来の悲願でもありますので、一日でも早く方向性を定めて、21世紀にふさわしい福祉の土台となる事務所になりますよう検討すべきであると考えますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

社会福祉協議会

社会福祉協議会としての主体的な検討も必要

町長

現在の社会福祉協議会事務所は、旧保育所の建物を使用許可しているところです。老朽化もしており、高齢の方や障害を持っておられる方に対応していないのも事実です。整備については緊急的なそして必要な施設であるとは認識していますが、それぞれ工夫しながらお使いいただいているところです。社会福祉協議会事務所のありかたについて、事務レベルでの話し合いはしているものの正式に理事会、評議委員会等での話し合いは行われていないとのことです。平成12年より介護保険制度がスタートしました。社会福祉協議会では従来の社会福祉事業、行政の福祉を補完する事業に加え、新たに収益事業としての介護保険事業を立ち上げ、このことによって社会福祉協議会としての組織が拡大したところです。このため従来以上に事務所やスペース、駐車場を必要とし事務所確保のための課題となっています。

従いまして整備することについて、町が事業主体となるのか社会福祉協議会が主体となるのか、法人化の問題、予算執行等も含め整合性を持ち双方の考え合意をもってやらなくてはならないことで、町だけがすべて責任だと言うのは今後の検討課題と認識しています。現在柴田町、村田町、大河原町の社会福祉協議会合併協議会の中で項目ごとに協議を進めているところです。当然社会福祉協議会のあり方についても、事務所の位置、機構及び組織体系、事業内容も協定項目の中で協議調整がすすめられているところです。従いまして、このような状況を含め議論の方向を見定めながら引き続き社会福祉協議会と共に、今後のあり方についた検討してまいりたいと考えています。

竹の内産廃処分場の環境対策について

大内敬子議員

竹の内産廃総合対策委員会において、

イ産廃物の総量調査

ロ発生ガス調査

ハ硫化水素モニタリングの精度アップ

等の調査と対策を実施することが確認されました。これらの調査は10月中に中間的に報告され、年内に調査が終了することとなっています。

そこで、町としての対策は県と協力してという立場をとっているが、是非町としてできることをやってもらいたい。

①県のボーリング調査で、焼却炉付近から基準値の1・9倍を超えるダイオキシンが発生しています。このことから農作物に与える影響はあるのか。付近の田や畑の土壌、米や野菜のダイオキシン調査を行うべきと思います。風評被害を未然に防ぐためにも、是非調査をしてもらいたい。

②竹の内産廃処分場の敷地は、元は湿地田であり、乾田化の目的で埋め立てが行われました。しかし業者は産廃処分の許可をとり、産廃処分物を田に埋め立てすることは問題が残るとして、平成5年、業者は農地転用と農振除外の許可を受けました。しかしこの前私が調べたところによれば今でも「田」の登記となっています。田になっているということは、田に戻したいという思惑があるためにその様になっているのか。土地をどの様にして田に戻すのかお伺い致します。

③流出しているガス対策ですが、県の対策を持ちきれず、竹の内には住めないということで転出している人達がいます。住民が町から離れて行かない為にも是非対策を講じてもらいたいものです。

環境対策について

町長

①農作物のダイオキシン調査をすべきではないかという質問ですが、村田町竹の内産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会において、周辺環境への影響調査等が検討され、県においてダイオキシン類汚染範囲調査をすることになり、それに着手したのでその結果を踏まえて検討していきたいと考えています。

②処分場の地目については、農林水産大臣より転用許可を受けておりますが、何らかの事由により手続きがなされないまま「田」になっているので、今後農地として利用するということは大変難しいことである。

③ガス発生など町民の不安については、それを受けとめさせて頂きます。転出者が出てくることについては残念で申し訳なく、遺憾であると思いますが、町の権限の中でそれを差し止めるとか、あるいはどうぞとかの問題ではない訳で、その原因が気にする部分については、当然それなりの対応なり受け止め方をすればいいのかなとそんな様な思いです。

竹の内産廃処分場

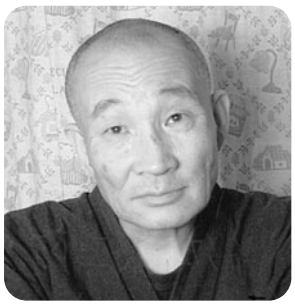

当面する行政課題と意思の決定について

佐藤正隆議員

①合併論議の透明性の確保について

町政執行の第一の目標は、全ての町民の現実的な心配ごとに具体的に答えていくこと。

道路整備だけに限っても、北向から滑沢、いや一部を除く町内全域に、菅生には地すべりでいまだ仮設住宅暮らしの人たちがいて、足立にも沼辺にも処分場汚染に泣いている人たちが大勢います。町長と話をしたいと望む農業青年たちもいます。これらの行政課題を、町を挙げて解決に導くために町長と私たち議員がここに座をしめ、全体の奉仕者として腕を磨いた役場幹部が集っています。

当面する町民の最大の関心事は、今はなんと言っても合併問題。来年からの町のあり方を決め、子や孫たちに誇れる郷土を残す方策を、この議場にいる全員が襟を正して自らの志を高め、将来を語り合い選択する時にきています。

この議場に埋没し、町境を越え切れない私たちよりはるかに自由に、先を行く町民の声を課題解決に生かしてこそ対話と実行の町長の政治マニフェストが生きてきます。町で合併の論議がなされる場は町議全員で構成する「合併調査特別委員会」と、合併協委員の勉強会という「合併協村田代表事務説明会」だけ。その開催時期と回数、構成員の権能から言って「事務説明会」は実質的に町の合併の意思を左右する機関になっているのではと思われています。

その「事務説明会」に町民を取り込んで意見を聞くとか、傍聴を認めるとか、合併協委員会が町に出て席を設け公開の場で町民の声に耳を傾ける機会をつくるとか、議会の「合併調査特別委員会」と合併協委員の合同研修もぜひ必要で、合併論議の透明性を高めていくべきです。

②汚染対策と風評被害について

竹の内検討委員会が活動を開始して任期の半分が過ぎました。この間やっと、住民からの情報に学ぶ、守る会のデータを参考にするという雰囲気が生まれつつあります。

村田町は竹の内とハザカ問題で未解決の環境課題を抱えてしまっています。町の竹の内対策協議会の組織を拡充し、住民の声を生かして、町民と基幹産業の農業を環境汚染から守る具体的な活動を始めるときだと思いますがいかがですか。

投票率50％未満は合併に無関心と判断

町長

①新市建設計画の論議を深め住民投票へ「合併協議会委員の事務説明会」は町が主催するものではなく、合併協委員に事務的説明をし、次の合併協の提出課題について共通認識をえるために委員からの提案によって開いているもの。傍聴を認めるとか、町民を呼び込んでその意見を取り入れるとかはない。議会との合同研修は必要かもしれないが、そのあり方については検討が必要です。

私の言う対話と実行の約束は昨年11月25日から町内5ヶ所で2百64名の参加を得て各地区で開いた住民懇談会と、いま検討が進められている新市建設計画が成った後、住民投票前の住民説明会で果たせるのではないかと思っています。新市建設計画は幹事会を含めて議論を深めていくことが当面の課題ですが、合併でいま各町が抱える行政課題が全て解決し、ばら色な新市になるとは思っていません。

私は町長の立場からこの合併に賛成か反対かを表明したこともなく今後もする気がありません。それは協議会に臨むということはどういうことなのか自ずからご理解いただきたい。

村田の合併協議会委員は町民全体の考え方を一番正しく主張して、平等で平らな合併論議を進めていると思っていて信頼しています。いずれにしても合併論議の透明性を高めていくことにつとめ、農業青年との対話も進めることに異論はありません。

②竹の内問題と環境課題についてはハザカ問題も含めて、いま行われている調査、対策が出しだい町の環境審議委員会にはかって善処します。

町の「竹の内対策協議会」は、今後の県竹の内検討委員会の検討内容を踏まえて開催し、町推薦の検討委員の活動をサポートしていきます。

子供の安全対策に防犯ブザーの無料配布

髙橋政光議員

子どもの安全対策に万全を

私が３月定例の議会において、防犯ブザーの全児童・生徒への無料配布をという質問を致しましたが、再度一般質問を致します。私が質問したその後も、子どもの安全を破壊する事件が次々と報道されております。更に現場をあずかる教師によるわいせつ、誘拐未遂等の事件も発生し本当に恐ろしい時代であると絶句したくなる状態であります。１９９９年に１１５人、２０００年に１１４人、２００１年に１２２人、２００２年度１７５人とわいせつ行為で処分を受けた教師が全国で増えております。こうした事からも、校内、校外を問わず子どもたちの安全を最優先に考えるべきと思います。吉野教育長より３月定例会において前向きに検討する旨のご答弁がありましたが、再度、町当局の見解をお伺いするものであります。

次に西足立地区内県道への歩道と照明灯設置についてお伺い致します。西足立地区の県道亘理大河原川崎線は、万崎橋前後に歩道がなく、ここ十数年の間に死亡事故が数件発生し、地域住民の多数の方が同地区区間での無事故を願ってやみません。谷山温泉入口から万崎橋付近までの１・７キロぐらいの直線道路は制限速度が50キロにアップしたため、オーバーして走行する車両が多く見られます。通学する子供さんは万崎橋手前から万崎地区から渋口沢を通って自転車で朝晩通学しております。電動いすで万崎橋を通行される老人の方々もとても危険で、いつ事故が発生しても不思議でありません。今後事故が起きぬよう、歩道と照明灯の設置を早急に取り付けて頂きますよう県当局へ要望を再度お願いします。

配布された防犯ブザー

町内全児童に防犯ブザーを配布
事件の未然防止は地域の役目

町長

３月定例会の折、吉野教育長より補正予算で前向きの検討する答弁がありました。事件を未然に防止するのが大人の役目であり、地域の当然の責務であります。子供の安全確保を第一に考え、８月26日より町内全児童へ防犯ブザーを無料配布し、さらに広報むらたにおいて広く知らせる事を致しました。

県道亘理大河原川崎線の西足立区間については万崎橋前後の交通事故発生は大変に痛ましい事であり、県にも何度となく要望しております。今後、平成18年から22年の間に橋の架け替えが県の土木行政推進計画に予定されており、亘理大河原川崎線の最優先箇所として市町村会・促進期成同盟会と合わせて要望をしていきます。

三町合併について

吉野敏明議員

合併特例法の期限である平成17年3月も近づき、平成の大合併も佳境を迎えようとしています。この三町においては県内12の法定協議会の中で一番最初である平成14年12月25日に法定協議会が設置されましたが、その進捗状況を見ると法定協議会の中で一番遅い状況となっていると思います。

確かに十分な議論は大切であると思います。将来のまちづくりを考えるとき、議論に議論を重ねることは大切なことであると思います。

しかし、三町の法定協議会を見るとそれぞれの町のエゴが見え隠れして、町民サイドに立った議論をしていると言えるのでしょか。

やはり町の合併については他の法定協議会を見ても判るとおり、首長の合併に対する姿勢がその進捗状況にも如実に現れてくるものであると思います。

そこで町長の合併に対するお考えを再度お聞かせ頂きたいと思います。

①町長は幾度と無く合併については町民の皆様の意見を聞いて判断していきたいとの回答をしていますが、この時期になってもその考えに変わりはないか。政治家として首長として住民の皆さんが合併について判断しかねている情況において自分の意見をはっきりすべきとは考えはないか。

②先日の法定協議会において、協議会の進め方3／4の縛りについて協議された訳ですが、投票を実施した結果3／4に達しない議案について議論をしつくした状況でも、全会一致、もしくは3／4でなければならないとお考えですか。その状況から前進しない場合はどの様にすべきとお考えか。

③新市の事務所について、前回も質問させて頂きましたが、住民アンケートの結果、新庁舎建設には消極的な結果が出ましたが、町長はなぜ新庁舎建設が必要と考えるか。なぜ村田に必要と考えるか。又、暫定と言えど事務所の位置が柴田町になった場合、住民投票すると村田町において、新市の事務所の位置が柴田になることで、合併に反対の投票する方々が多くなると思いはないか。

④これまで三町合併に関して、多くのお金と人を費やしてきた訳ですが、村田町は単独の道を歩くと判断した場合、財政的な面からみても町当局及び議会も、例えば助役・収入役の廃止、議員の定数を削減等の責任を取るべきとの意見もありますが町長はどう考えるか。

あくまで住民の民意に従う

町長

①まったく変わりはございませんし、自分の意見をはっきりすべきという事に関しては何度となく私の考えを述べています。町民の皆様が判断される前に首長としての考えを述べるとそのことに関して十分慎重に配慮すべきと考えます。

②ルールはルールとして守るべきものであると思っています。一番肝心なのは議論を尽くした状況にあるかどうかです。つまり住民のどなたに聞かれても胸を張って説明責任が果たされるような道筋のある論議の展開ができ、皆さんが納得できる状況になって始めて採決の手続きになって始めて採決の手続きに移れると思うところです。

③新市のまちづくりのビジョンに多極分散型まちづくりを目指すとある通り、これからの柴田市にあっては市の中心部に庁舎を配置することにより、そこからネットワークを巡らし、それぞれの市街地の機能を維持すると共に将来にあっては広がりのある市街地を新たに構成していかなければならないと思っています。又、新市の位置については暫定の5年間だけではなく、その後の事務所の位置とも連動してトータルで判断されるものと思っています。

④仮に村田町が単独で歩むことになりましたら財政的な観点から大きく分けてみますと、行政機構の見直し、歳出削減に向けた取り組み、歳入確保に向けた取組み等当然考えていかなければならないと思っています。したがって責任の有無ではなくて議員数の適正化、特別職の適正化やそれぞれの在り方等を踏み込んだ議論をしていかなければならないと思います。

万全を尽くせ「村田町水田農業ビジョン」

太田初美議員

農林水産省は、水田農業政策と米政策の再構築を行い、農業関係に携わる人達の創意と工夫が発揮できるように国では米政策改革大綱に基づき構造改革を取りまとめました。内容は大規模な専業農家いわゆる「プロの農家」の育成を行い農業の立て直しを図る事等が米政策改革の柱となっております。本町もこれに基づき水田農業ビジョンを立ち上げ目指す方向として、

1 売れる米作り
2 需要に応える土地利用型作物生産の本格化
3 飼料作物の生産拡大による効率土地利用
4 園芸作物等の生産拡大
5 担い手の育成と生産基盤の整備
6 販路拡大と地産地消

の6項目を重点的に取り組み、村田の水田農業の活性化と振興を図るとしております。本町も高齢化の進む農家が増加の一途をたどり、特に兼業農家数が年々減少しております。その為には将来に向けた農業の安定化を図る上で、農業業生産基盤の整備が最も重要と考えます。

①集落単位の営農組織作りと土地の集積及び作業受委託等の支援進捗状況をお伺いします。

次に農業認定者のいない空白地域と耕地面積の多い地域に於ける農業認定者と担い手の人数が大変少ないと感じる訳であります。水田農業を継続して行く上で、集落の農業認定者、担い手育成が至上命令と思います。

②将来の農業認定者と担い手育成を地域ごとにどの様に育て増やして行く計画なのかお伺いします。

次に地域で取れる産物を地域で消費する。地産地消と販路拡大の取り組みが、今後の地域活性化の大きな原動力になると考えます。

③地元における地域作物の消費拡大を図るための活動をお伺いします。

次に消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりに応え、米に関しトレーサビリティシステムの導入を促進するとしています。一方環境にやさしい農業を実践する農業者「エコファーマー」の認定者が急増しております。

④県認定のエコファーマーの育成指導計画があるのか。トレーサビリティシステムの表示内容についてどの項目まで広げていくのかお尋ね致します。

追質問① 最も多い兼業農家に対し農業継続をして頂く為の保護対策をどの様に考えているのかお伺いします。

追質問② 仙南地方の中で本町は農業基盤整備が大変遅れていますが今後の基盤整備計画をお伺いします。

営農組織をJAと連携を取り波及させる 担い手育成を図り 農業振興を図る

町長

①JAと連携を取り本町として集落営農モデル地区を選定し町内に波及させたい。又、地区の農業者を中心に話し合いを継続しております。

土地集積については前年対比で22件509アールの増となっております。

②基盤整備の遅れている地域の担い手不足は全国的な課題であり、兼業農家数戸による営農集団を組織し、地域の担い手と取り組む事が望ましい。収穫等は他の農業認定者にお願いする等の工夫を怒らし、個別営農組織と地域組織が共存共栄する事が農業を盛り上げる事が出来ると考えております。

③SUGOのホテル等は村田産米を使用頂いており、学校給食では可能な限り地元産の物を使用し、野菜等は物産センターでの販売を伸ばしております。

④本町においても環境にやさしい農業を実践しておる2名の方が取得を致しており、今後、取得者を増やしてまいります。

追質問① 今後、集落営農の取り組みと地域に於ける集団生産、組織作りを行うよう農家の方と打合わせを行い進めてまいります。

追質問② 今後の基盤整備計画として、針生、大門、鹿野、沼辺地区を長期的に県と打ち合わせ検討を行っております。又、地域内の地権者とも今後話し合いを持たなくてはならないと考えております。

三町合併について

大沼克巳議員

平成16年度の地方交付税は、約12％の減となり、基金の取り崩しや公債の発行などの補正を組む事が余儀なくされた状況にあると思います。臨時財政対策債も大幅な減額が予想され、今まで通りの町財政運営を維持する事は大変厳しい状況になってきてると思われます。歳入の確保という面では、今年度1年間は、基金の取り崩しなどの一時凌ぎが出来ても、この減額率で来年度以降の予算編成を考えると、歳出を抑えるという意味では、公共事業等の投資的経費の削減や町内の各団体やイベントに対して直接、間接的に出してきた補助金や助成金の減額、また人件費の減額等、聖域と言われている所へメスを入れる事は避けられず、それをやらないと予算を組めない状況に陥る可能性は非常に高いと考えられます。これからは、行政としてお金を掛けていた部分や行政に頼っていた部分が、出来る事は自立性や自己責任において、あるいは、ボランティア活動やＮＰＯ活動といった、また違った形での地域の人達の協力を得て、自治体運営をする形になると思います。

三町合併について、町長は一貫して合併は町民が決めるとの考えですが、町民に選択する機会を設けなければ、町民の意思確認は出来ないと思います。合併協議会は、時間的にも余裕あった中での話し合いにも関わらず、その協議内容がまとまらない状況にあります。合併特例法による優遇措置や合併した地域に優先的に国から支援などが受けられる事を考えれば、合併するのであれば、期限内合併を目指すのは当然の事だと思いますが、合併協議会が長引いて協議会で決めたスケジュールや内容を提示した形での住民投票の実施も、合併特例法の適用になる期限ギリギリの状況に来ています。

①合併協議会で、継続審議になっている項目に対して、早急に住民アンケート調査等を実施して住民の意見をまとめて、町民の意見として合併協議会に反映させる一番の方法だと思いますが、このような考えはあるか、また打開策として何か考えがあればお聞かせ下さい。

②合併協議会も進んでいませんが、合併しなかった場合のシミュレーションはいつ頃提示できるのか。

③合併協議会で住民投票を実施することは決まっておりますが、住民投票条例設置に向けた準備はされているのか。いつ頃に住民投票条例を議会に諮るつもりなのか伺います。

④合併協議会が進まない以上、町民に合併の選択権があるのであれば特例法の期限前に町独自の住民投票条例を制定し、村田町が合併しないシミュレーションを具体的に早急に提示して、合併するか村田町単独でいくかを今の時点で町民の意見を聞き、合併すべきが多かった場合、積極的に合併を進める事がこの時期での合併のタイミングを逃さない為の一つの方法であると思いますが、如何ですか。

住民投票を実施して判断

町長

①継続協議の項目は、合併の期日、事務所の位置と議員の身分であります。住民アンケートという手法をとった場合、考えがアンケート結果に縛られ、合併協議を硬直化させてしまうことにもなると懸念しております。協調性の観点から制限が加えられものと思います。打開策は議論すべきシナリオをしっかりと描き、事実と照らし合わせながら合併協議会委員相互の歩み寄りによる、これしか今の時点では打開策はないものと思っております。

②合併協議会の新市建設計画の発表と同時ぐらいに提示したい。

③住民投票条例は、法令審査会で審議をしており、法令的にはおおよそ完成しておりますが、三町同時に執行する関係上、詳細なる調整が必要になってくるものと思われます。おそらくは、新市建設計画の協議の進み具合によって定まってくるものと思っております。

④決して合併を町民だけが決めるのではなく、住民投票という手法を駆使しながら首長の責任として最終判断を行い、それを議会に諮って決定します。確かに協議が進まない状況にあるとはいえ、約束である新市建設計画の策定後、住民説明会・住民投票を実施する流れにあります。遅れてはおりますが、当初の計画通り進めて参りたい。

町民の目線で 行政課題の解決をはかれ

佐々幸一議員

一、水田農業ビジョン策定について

①土地利用集積について。圃場整備が遅れた本町の水田では、利用集積による規模拡大、自立経営の大きな障害となっている。この課題解決の施策を伺う。

②本町の農業は高齢者によって支えられている。耕作放棄地がふえる現状を考える時、担い手の育成は急務の課題であり、施策の詳細を伺う。

二、三町合併について

①法定協と住民の意向について。法定協も8月26日で27回目の開催となった。しかし、重要協定項目は継続協議の繰り返しである。合併は住民のための自主的合併である以上、住民の意向が協議の中に反映され、住民の利益が優先した協議が必要である。継続協議の協定項目の打開策を伺う。

②自主計画策定について、合併は少子高齢化等、将来のあらゆる社会構造の時代の変化に対処する究極の改革である。日本の人口の動態調査によると、超少子高齢化社会は目前にせまっております。逆ピラミッド型の人口構造では、産業経済、行財政は危機的な状況である。超少子高齢化社会に対処できる、町民に説明責任のもてる対策案の自主計画策定を伺う。

三、高濃度重金属含有処分物野積みについて

①県の改善命令以後の状況報告と行政指導状況を伺う。

②小山広域保健衛生組合から焼却灰の溶出試験結果が村田町役場に公文書として送られて来ている。その調査結果と公文書管理状況を伺う。

③住民と不安・不信を共有して検査すると言っているが、住民立会いの水質土壌検査の結果を伺う。

④県は処理業者に対し廃棄物を早期に撤去するよう指導してゆくと言っておられるが、それに伴う町当局の対応策を伺う。

四、竹の内産廃について

①二中周辺の硫化水素ガスの測定器の感度がゼロということで現在のところ児童生徒の健康に問題ないと思うと答弁された。しかし、県の測定結果は、5月、超過回数703回、6月、超過回数4665回と報告されている。県と町とにあまりの開きがある。町当局の説明責任を求める。

②周辺道路の冠水対策として県は荒川及び岩淵堰の早期改修を行うと知事が答弁されておりますが、その後の県との改修計画の進捗状況を伺う。

③処分場廃止に向けての県及び町当局の対策の現場を伺う。

合併協議…こじれた糸を解す

町長

一、①圃場整備の遅れた本町の水田では大規模経営は困難であるが、米だけに頼るのではなく複合型経営によりマイナス面をプラスに転換して行きたい。

②本町では二十代の新規の認定農業者がおり、夢のもてる育成をして行きたい。

二、①協議が硬直化しており、こじれた糸を解す作業が必要である。原点にかえって議論の確認作業をおこなってゆく。

②国からの税源移譲等の見通しが不透明であり、少子高齢化は無視できないと思っている。指摘の要件を考慮してまいりたい。

三、①5月10日に対応が完了している。今後、継続して行く。

②指摘の通り溶出試験結果証明書が送られて来ている。

③6月29日仙南保健所立会いのもと実施した。検査結果は基準以内である。

④双方に対し、撤去を要請している。

四、①測定結果が疑問視される。測定に水分による異常がみられた。

②県は平成17年に測量設計に着手、平成20年を目途に改修工事を行う。

③現在、総合検討対策委員会で議論されており、町としても法定外公共物（赤線・青線）の機能回復や冠水対策を進めて行く。

DECIDED MATTERS
こんなことが決まりました

議員の発議により

意見書提出

日本郵政公社の現行経営形態の堅持に関する意見書

郵政事業は、山間辺地を含め２万４千余のネットワークを通じて、郵便・貯金・保険サービスのほか、年金支払等の公的窓口サービスなど町民の日常生活に深く関わりのあるサービスを提供し、国民生活の安定と福祉の増進に大きく貢献している。しかし、最近の政府議論の中において、郵政事業の民営化への動きがあり、これが実行されれば、郵便局のサービスは大都市など採算性を重視した収益性の高い都市部に集中し、不採算地域においてはサービスの低下や料金の値上げが行われ、多くの地域が切り捨てられることになると考える。

また、郵便貯金及び簡易保険の資金は、長期安定的資金として、地方公共団体等に貸し出され、住宅、学校、公園、下水道の建設や道路の整備などの社会資本整備や町民生活の向上などに役立っており、国営である郵便局ならではの地域貢献が行われています。さらに村田町では、高齢化社会の到来を迎え、福祉の充実を図り、安心して住める魅力ある豊かな町づくりに取り組んでいます。その中で郵便局は、地域社会の中心としての役割を果たしており、今後、地域を支える拠点として一層の活用が期待されているところである。仮に郵政事業が民営化されることになれば、過疎地の郵便局は廃止され、過疎化に一層拍車がかかることとなり、地域住民の日常生活に大きな支障を来たすことになる。

よって国におかれては、郵政事業がこれまで果たしてきた社会的役割を考慮し、今後とも現行の国営・非営利の経営形態を堅持し、郵政事業の民営化を行わないよう強く要望する。

提出先　内閣総理大臣　総務大臣
　　宮城県議会議長

緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続及び改善を求める意見書

景気は回復基調におると言われているが、本年１月の完全失業率は再び５％に達し、失業者数は減少傾向にあるものの依然として３００万人を超えている。高校卒業予定者の就職内定率が極めて低いことに加え、中高年者の就職は厳しく、現在、いったん失業すると希望する仕事に就けない人が増大するなど、雇用情勢は引き続き予断を許さない状況にある。政府が平成13年度から実施している「緊急地域雇用創出特別交付金事業」は、事業期間が平成16年度までとなっており、その後の継続について、政府は明確な方向を示していない。また、現行制度では、雇用期間や事業内容に制限があるため必ずしも有効な対策となっておらず、要件の緩和等によりさらに有効な雇用対策となるよう改善することが求められている。

よって、国においては、地域の実情に即した雇用対策の一層の充実を図るため、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、緊急地域雇用創出特別交付金事業を平成17年度以降も継続して実施すること。
2、緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続に当たっては、実施要件や運用方法など、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること。

提出先　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣

若年の雇用対策の抜本的強化を求める意見書

総務省が発表した労働力調査によると、今年５月の完全失業率は４・６％であり、02年の５・４％から改善の方向にあるように見えますが、若年の雇用状況は、総務省の調査結果でも24歳以下の若年男性の失業率は11・２％、若年女性は８・６％と依然として極めて深刻です。よって、国会及び政府が、実情にあったきめ細かな施策を実施されるよう強く要請するものです。

記

1、企業に対し、積極的に若者を雇用するよう働きかけ、監督、指導を徹底すること。
2、派遣やパートなどの雇用形態による雇用条件の格差をなくし、同一労働同一賃金の原則を遵守させること。
3、先進国平均の10分の１（ＧＤＰ比）という日本の若者雇用対策予算を抜本的に増やし、生活保障つきの職業訓練の実現や学卒未就職者対策の充実、失業者や低所得者のフリーターに対する奨学金返済の繰り延べや減免制度の創設などをおこなうこと。
4、地方自治体での雇用創出事業に対する国の財政支援を抜本的に強化し、地場産業の後継ぎのための職業訓練、高卒者採用企業への助成、介護や福祉サービス向上とあわせた雇用創出、町おこしや中小企業と一体となった雇用対策など、地域の実情にあった雇用対策がすすめられるよう援助すること。
5、サービス残業の根絶をはかり、雇用拡大をはかること。

提出先　衆議院議長　参議院議長
　　内閣総理大臣　財務大臣
　　文部科学大臣　厚生労働大臣

常任委員会 リポート

Standing Committee Reports

広報・有線放送事業について

General Affairs

総務常任委員会

■広報について

本町の広報は、町政のお知らせや身近な情報等を掲載した「広報むらた」の配布と、インターネットによる町のホームページ上に「広報むらた」のｗｅｂ版を載せることにより、町内外に広報しております。広報むらたは、昭和35年８月の創刊から今年の７月で４００号を迎えました。

■有線放送事業について

有線放送電話事業は今年度、放送、保守、庶務業務も含め２名と臨時職員１名の計３名体制で従事しております。平成16年度当初の有線放送加入状況は、一般世帯と商店、事業所等を含めた加入台数は１千５百10台と減少し、加入率も40・２％と右肩下がりの傾向が毎年続いています。

委員会　風景

○委員会所見

「広報むらた」は身近な町の情報紙として、町政に関するお知らせや町内のニュース等身近な情報を配信し、行政と町民のパイプ役として大きな役割を果しております。又、インターネットの普及に合わせ町のホームページが立ち上がり、広報の広がりに期待するものであります。有線放送電話事業は、加入者の減少と事業収益の減少が続き事業の維持管理が危機的状況にあります。事業展開に付いて議論を重ねておりますが、住民に対する情報提供や、緊急時の連絡手段として有線放送に取って代わる代案が無く継続に付いては更なる検討が必要と思われます。

文化財保護行政について

Education and publicwelfar

教育民生常任委員会

■文化財保護行政について

町指定文化財は、現在46件指定されている。また、埋蔵文化財(遺跡)は、村田町内には１８１ヶ所登録されております。

松尾観音堂は、足立の谷山ハイキングコース上にあるお堂で、江戸時代中期頃の建築であり、平成６年に町指定史跡に指定されましたが近年屋根の痛みが激しく、修理が必要な状態になっております。また、町役場東庁舎の北側にある武家屋敷（旧田山家）も、平成６年に町指定史跡に指定されております。

浮島は、関場字屋敷前にある湿地帯で、大昔に千里離れた山奥から大洪水で流されてきたと言い伝えられており、高山植物が生育していると言われておりましたが、調査は行われておりませんでした。平成12年度に公有地化を図ったのを機会に調査をした結果、１７１種もの植物が確認されました。

○委員会所見

文化財、特に遺跡など埋蔵文化財については、町民に広く知るように道標等の案内板の設置、町指定の史跡の管理又は各地区に伝わる神楽や七福神など無形文化財・郷土芸能については、ふるさとの「心」を伝えるため保存・伝承が必要であることから、より一層の補助・援助を望むものである。

松尾観音堂は町内では最古の建物と考えられるので、早急に屋根の修理が必要である。武家屋敷も宮城県内でも希少な古建築物で、母屋の解体復元を行い、常時公開してもらいたい。

浮島については、県内でも珍しい植物群が多く確認され、町の天然記念物に指定されている。今後は、県指定史跡「愛宕山古墳」と、町指定天然記念物「浮島」をセットにして史跡整備をし、見学コースを作るよう要望する。

村田町の歴史遺産を長く現状を保存するために、計画的に保存・保護に取り組み、貴重な村田町の遺産を後世に残せるように、早急な予算化を切に要望する。

産業建設常任委員会

■現況と課題

村田町の道路は、東北自動車道村田ＩＣと村田ＪＣＴを核として、主要地方道亘理大河原川崎線が村田町の中央を南北に縦断し、これを基軸として県道５路線が、隣接市町に通じ町内の基幹道路網を形成しており、更に国道４号が本町の南端を通過している状況であります。町道については、生活道路として３８５路線を張り巡らせ、道路網を形成しております。

これら町内の道路の内訳及び整備状況は下記表のとおりです。この整備状況から、基軸路線であります県道は、隣接町村へのアクセス、仙台空港や観光地等へ接続する広域的な交通網として、整備促進を県に要請しており、また町道については、幹線町道の整備は進んでいるものの、町民の日常生活に密着した生活道路の整備を大字単位を基本に、地域性・緊急度合いを勘案しながら整備を計画的に図っている状況です。

岩沼－蔵王線

（単位：m）

区分	村田町内の合計（国道)+(県道)+(町道)		町道内訳（平成16年3月29日現在） 路線数	全体延長		路線数	内幹線分	
実延長	272,723.6		385	230,242.3		40	70,169.2	
改良	111,162.6	40.0％		76,634.0	33.3％		38,951.3	55.5％
舗装	153,698.1	56.3％		114,395.2	49.7％		52,876.5	75.3％

臨時議会

第５回 平成16年度一般会計補正予算 １案件を原案可決

平成17年第５回臨時会

臨時議会が８月20日に開会され、平成16年度一般会計補正予算案件１件が提案され、原案のとおり可決されました。

補正予算の内容は、公共物管理条例に基づく使用不許可処分取消請求事件及び損害賠償請求事件に係る弁護士委託料80万円の追加補正です。

議会用語一口メモ

『議員定数』とは…

現在、村田町議会議員の人数は、町の条例で18人と定められています。地方自治法では、その町の人口規模に応じた「法定数（上限値）」が定められています。

2,000人未満	12人
2,000～5,000人未満	14人
5,000～10,000人未満	18人
10,000～20,000人未満	22人
20,000人以上	26人

上記に当てはめると、村田町の場合、議員の法定数は22人となりますが、これは上限値であり、定数は各町において条例で定めることとなっています。現在村田町はこの法定数から４人を減じ、18人と定めています。

また、この議員定数の半数以上の議員が出席しなければ会議は開くことができないことになっています。

むらたまち議会だより　Vol.51 2004.11.1　発行●村田町議会　編集●議会広報編集審査特別委員会　〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地　☎(0224)83-6410　印刷●株式会社 神尾印刷所

議会日誌 COUNCIL DIARY

8/3	合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
8/4	合併調査特別委員会
8/10〜11	仙南地域広域行政事務組合議会研修視（静岡県）
8/20	全員協議会 第5回村田町議会臨時会本会議(1日間) 合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
8/24	宮城県町村議会議長会正副議長研修会（自治会館）
8/26	合併協議会〔第27回〕(柴田町)
8/30	仙南地方町村議会議長会議
8/31	議会運営委員会
9/3	第6回村田町議会定例会本会議(1日目)
9/6	第6回村田町議会定例会本会議(2日目)
9/7	第6回村田町議会定例会本会議(3日目) 決算審査特別委員会(1日目)
9/8	決算審査特別委員会(2日目)
9/9	決算審査特別委員会(3日目)
9/10	決算審査特別委員会(4日目)
9/11	決算審査特別委員会(5日目)
9/14	決算審査特別委員会(6日目) 合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
9/15	合併協議会〔第28回〕(柴田町)
9/16	第6回村田町議会定例会本会議(4日目)
9/28	合併調査特別委員会
9/29	合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
10/1	合併協議会〔第29回〕(柴田町)
10/4	大河原町外1市2町保健医療組合議会運営委員会(大河原町) 大河原町外1市2町保健医療組合議会定例会(大河原町)
10/8	議会広報編集審査特別委員会
10/14	合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕 議会広報編集審査特別委員会
10/20	合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
10/21	合併協議会〔第30回〕(柴田町) 議会広報編集審査特別委員会
10/25	議会広報編集審査特別委員会
10/27	合併調査特別委員会
10/28	仙南地域広域行政事務組合議会決算説明会(大河原町) 仙南地域広域行政事務組合議会運営委員会(大河原町)

村上あきよさんが９月30日に満100歳の誕生を迎えました

（沼田地区出身・柏松苑在住）

蔵の陶器市　10月15日から17日までの３日間開催

恒例の布袋祭り（雀踊り）

議会を傍聴しませんか

議会は誰でも傍聴できます

次の定例会は、12月14日開会予定です

詳しくは議会事務局まで　TEL83-6410　有線4203

編集後記

▼近年にない豊作で町全体が喜びに満ちている中、10月8日村田町制110周年・町村合併50周年記念式典が村田町民体育館に於いて盛大に挙行されました。▼今年は大型台風が次々と発生し、10個の上陸により被害は各所に及んでいます。総務省の発表によれば死者は100名を越しているとのことですが、村田町は幸いにて台風による被害は、それ程ではなかった事は本当に良かったと思います。▼菅生の地すべり対策を想い起こせば地割れが見つかった段階での通報とそれに対する対応の早さ、その素晴らしい連携プレーにより事故を未然に防止することが出来ました。もしも、これが遅れをとって地すべり発生が起こっていたらと思うと背筋の寒くなる思いです。事故を未然に防ぐことが出来たことは本当に良かったと皆様方と共に喜び合い、その対策に携わってくださった関係者各位に感謝申し上げたいと思います。この対策等を教訓に今後、益々起こるであろう災害から町民を守り町民の全てが幸せに暮らせるよう議会としても活躍しなければと思っています。

議会広報編集審査特別委員会
委員　大内敬子

R100 この議会だよりは古紙100%の再生紙を使用しています。